Anew

労働かごしま

鹿児島県

2021.6月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

■■ 今月の主な内容 ■■

- 労働条件実態調査の結果
- 働き方改革好事例集の公開
- かごしま子育て応援企業へ登録
- 鹿児島県女性活躍推進宣言企業へ登録
- 鹿児島県就職情報Ｗｅｂサイト
- 労働保険の年度更新期間
- シルバー人材センター事業の案内
- 鹿児島産業保健総合支援センター案

令和２年度労働条件実態調査結果の概要（付帯調査・特別調査）

この調査は，常用労働者５人以上の県内１，０００事業所を対象に，令和２年９月３０日現在の状況について実施しました。（有効回答率５９．９%）
今回は，付帯調査（３年ごとに行い，前回はＨ２９年実施）結果，特別調査（令和２年度のみ調査実施）結果をご紹介します。（基本調査結果は４月号で紹介しています。）

１ 定年制・高年齢者雇用確保措置（付帯調査）

◇ 定年制のある事業所 ・・・ 90.7%
◇ 定年制のある事業所における高年齢者雇用確保措置の導入状況
- 継続雇用制度（再雇用制度） ・・・ 81.3%
- 継続雇用制度（勤務延長制度） ・・・ 7.7%
- 定年の引き上げ ・・・ 10.2%

◇ 継続雇用制度の対象者
- 希望者全員 ・・・ 68.1%

◇ 継続雇用制度の上限年齢
- 65歳～69歳 ・・・ 75.3%
- 70歳以上 ・・・ 24.7%

２ 退職金制度（付帯調査）

◇ 退職金制度のある事業所 ・・・ 83.5%
◇ 退職一時金の算定基礎
- 賃金が算定基礎 ・・・ 47.9%
- 別テーブル方式 ・・・ 17.0%
- 点数方式 ・・・ 13.5%

◇ 退職一時金の準備形態
- 会社準備 ・・・ 60.7%
- 中小企業退職金共済制度 ・・・ 29.6%
- 特定退職金共済制度 ・・・ 12.7%

図１ 定年年齢

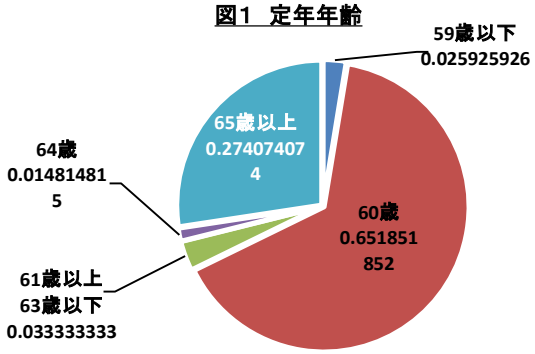
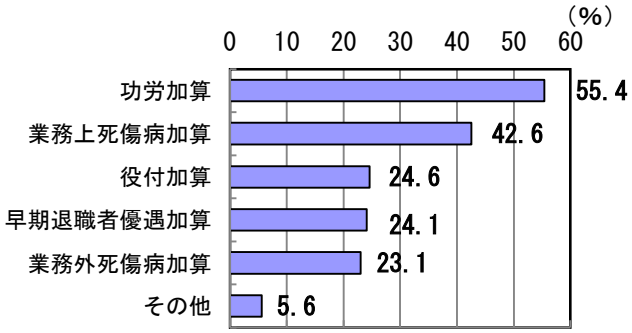


図２ 退職一時金の加算制度

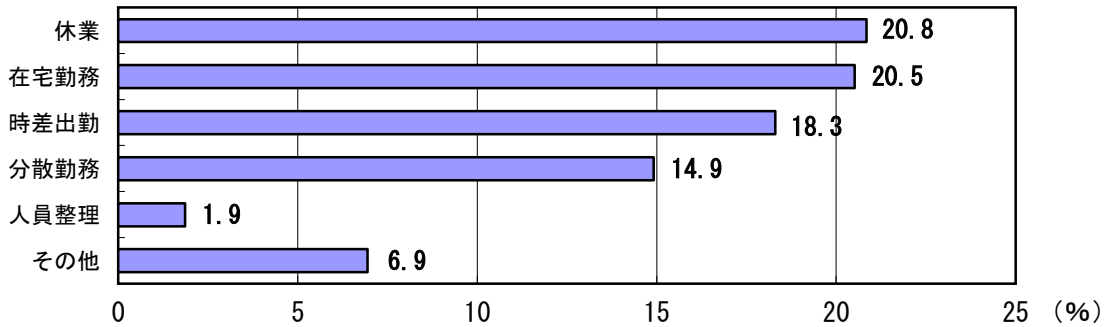
（複数回答。「加算制度あり」事業所数を100%とした場合）



３ 新型コロナウイルス感染症による影響（特別調査）

図３ 新型コロナウイルス感染症の影響による勤務状況等の変更

（複数回答。「集計事業所数」を100%とした場合。）



【問合せ先】 県庁雇用労政課 労政係 ☎ 099-286-3017
【県ＨＰ】 県政情報＞統計情報＞分野別統計一覧＞賃金・労働＞労働条件実態調査

労使関係総合調査にご協力をお願いします！

県では，国からの委託を受け，毎年６月30日を基準日として，労使関係総合調査を実施しています。

調査は，県内の全ての労働組合にお願いする「労働組合基礎調査」と，労働組合員30人以上の組合の中から，国が抽出した組合にお願いする「労働組合活動等に関する実態調査」があります。

県庁雇用労政課，各地域振興局等から郵送等により調査票等を郵送しますので，本調査へのご協力をお願いします。また，**当調査はオンライン回答ができます**ので，是非ご活用ください。（オンライン回答の詳細は調査票とともにご案内いたします。）

○労働組合基礎調査
労働組合及び労働組合員の産業別，地域別，加盟上部組合別の分布等，労働組合組織の実態を調査します。
〔令和２年調査結果（鹿児島県）〕
労働組合数：488組合（前年に比べ6組合減少）
組合員数　：73,635人（前年に比べ754人増加）

○労働組合活動等に関する実態調査
労働組合を対象として，労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を３年に１回（前回平成30年）調査します。

なお，過去の調査結果につきましては，以下のホームページ上で公表しております。

○ 労働組合基礎調査（令和２年調査分）
・全国の状況［厚労省HP］令和２年労働組合基礎調査の概況
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/20/index.html
・鹿児島県の状況［県HP］令和２年労働組合基礎調査結果
https://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/r2kiso.html

○ 実態調査
[厚労省HP] 労使関係総合調査（実態調査）
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html

【調査結果QRコード】
＜組合基礎調査＞　＜実態調査＞
全国　鹿児島

【問合せ先】　県庁雇用労政課労政係　099-286-3017

九州・山口 ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン
九州・山口各県企業の働き方改革好事例集を公開！

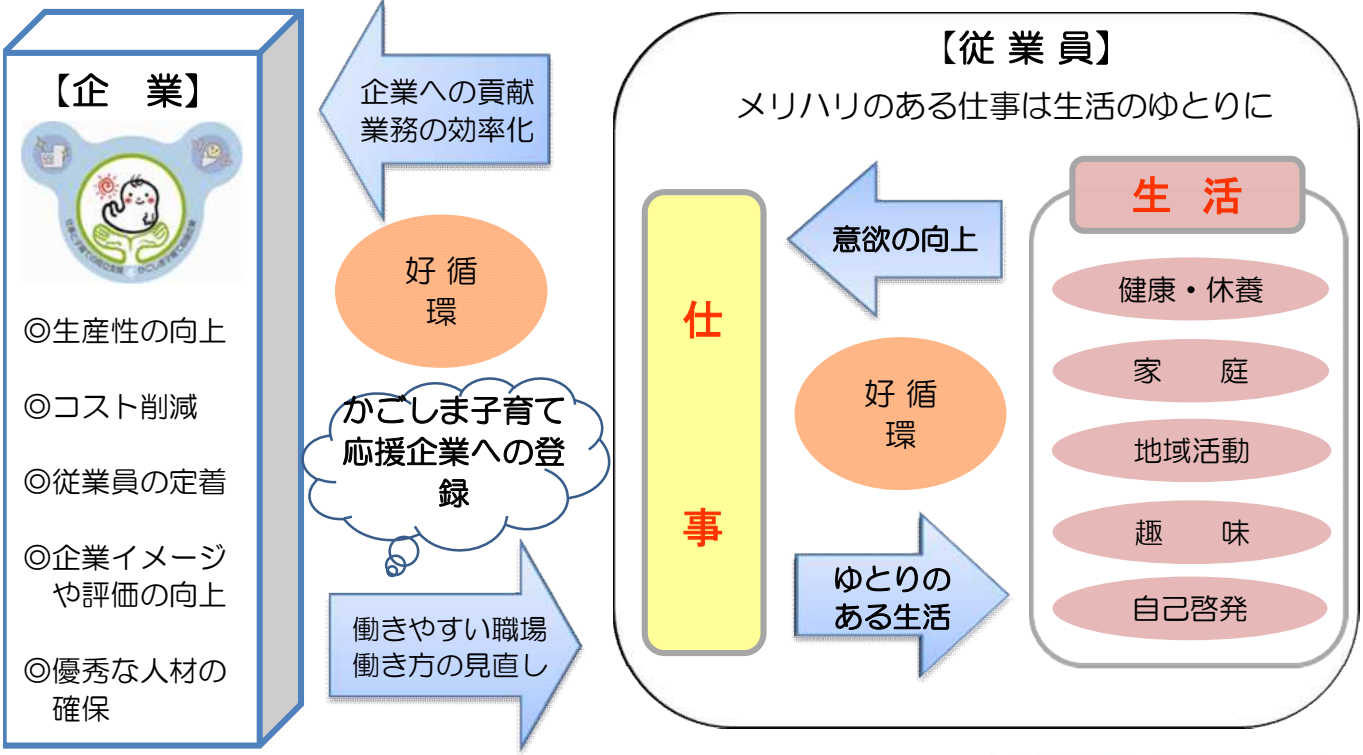
九州・山口各県においては，共同で「九州・山口働き方改革推進プロジェクト」を推進しており，その取組の一つとして，仕事と生活の調和の実現のため，「九州・山口 ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進キャンペーン」を実施しています。

同キャンペーンのサイト上において，働き方改革及びワーク・ライフ・バランス推進に積極的な九州・山口各県企業の具体的な取組をまとめた令和2年度の働き方改革好事例集が公開されました。Webサイトより，是非御確認ください。

鹿児島県からは，以下の好事例が掲載されています。
・鹿児島製茶株式会社
・社会福祉法人慶生会

【問合せ先】　県庁雇用労政課労政係　099-286-3017

かごしま子育て応援企業への登録は，ワーク・ライフ・バランスへの取組につながります。



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組は，コストをあまりかけない経営戦略の一つです。

従業員の仕事と生活を両立しやすくする環境づくりには，職場ぐるみで業務の見直しやムダの削減に取り組むことが必要です。

こうした取組は，生産性の向上やコストの削減など経営にプラスの影響をもたらすとともに，従業員の定着率向上や個々の従業員の仕事の能率アップ，パフォーマンスの向上が期待できます。



具体的な取組例として・・・
（これらを一般事業主行動計画に盛り込みます）

〇働く時間を見直します
- ノー残業デーの実施
- フレックスタイム制度の実施
- 始業・終業時刻の繰上げ，繰下げ制度の導入

〇休業・休暇制度を整備します
- 年次有給休暇の取得促進
- 時間単位で取得可能な看護休暇の整備
- フレッシュ休暇，メモリアル休暇（結婚・誕生日等）などの導入

〇柔軟な働き方を取り入れます
- 育児・介護休業者への職場復帰支援の実施
- テレワークの導入
- 結婚・出産等で退職した女性等の再雇用制度の導入



などが挙げられます。

「かごしま子育て応援企業」に登録しましょう！

○かごしま子育て応援企業とは・・・

県では，従業員の**仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業**を**「かごしま子育て応援企業」**として登録し，県のホームページ(ＨＰ)や広報誌を活用して県民の皆様に広報することによって，子育て支援への自主的な取組を促進しています。



かごしま子育て応援企業登録マー

○かごしま子育て応援企業に登録すると・・・

- 企業情報を県ＨＰやハローワーク等で無料紹介します
- 登録マークを自社パンフレット，名刺に活用できます
- 企業の社会的評価が高まります
- 商工中金融資の優遇制度があります（0.2%優遇：固定金利）

企業のイメージアップに！

優秀な人材の確保に！



○かごしま子育て応援企業になるには・・・

①各事業所が「一般事業主行動計画(次世代法)」を策定します。

→

②都道府県労働局へ「策定届」を提出します。
※鹿児島労働局
☎099-223-8239

→

③県へ「登録申込書」を送付します。
〈添付書類〉
- 一般事業主行動計画(次世代法)の写し
- 一般事業主行動計画策定届の写し
※労働局の受付印が押されているもの

登録されると・・・

○登録証・登録マークを交付します！
○企業概要，一般事業主行動計画(次世代法)等を県ＨＰで公表します！

※ **「登録申込書」は，県ホームページからダウンロード**できます。

※ **お申し込みは，電子メール・ＦＡＸ・郵送**いずれの方法でも可能です。

※ 県外にある本社が一般事業主行動計画を策定している場合，鹿児島県内の支店・営業所等で登録することができます。

※ 「一般事業主行動計画(次世代法)」とは，次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。
～「一般事業主行動計画」の策定届出のメリット～
- 県建設工事入札参加資格における加点
- 県の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査における加点

登録に伴う義務や報告は発生しません

一般事業主行動計画期間中であればいつでも登録できます

登録費用（手数料）は無料です

会社の規模は問いません

○お問合せ・登録申込先

鹿児島県　雇用労政課　労働福祉係

〒890-8577　鹿児島市鴨池新町１０－１
TEL：099-286-3014　　FAX：099-286-5582
E-mail：roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県ＨＰ】産業・労働＞雇用・労働＞かごしま子育て応援企業登録制度
【女性の活躍・両立支援　総合サイト】　※「一般事業主行動計画（次世代法）」



R2.3

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録しましょう！
登録企業　92社（R３.4月末現在）

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では，**女性が働きやすい職場づくり，環境整備，制度の導入，登用や採用目標などについて，それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」**として登録し，県のホームページや広報誌等を活用して，県民の皆様にPRすることにより，女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

メリット 1

◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！

◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！





企業のイメージアップ！
人材確保！

メリット 2

◆県主催のセミナー等で，宣言する取組をPRします！

◆県主催のセミナー，講演会等の情報を提供します！





3 メリット

◆登録企業限定の表彰制度があります！
・県女性活躍推進優良企業知事表彰

◆かごしま「働き方改革認定企業」の認定基準の1つです！

4 メリット

◆県中小企業融資制度の一部資金を活用する場合に，信用保証料率を通常より0.1%引き下げられます！

登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

対象

県内に本社又は事業所がある，企業，事業所，法人，団体等です。

【応募・問合せ先】
〒890-8577　鹿児島市鴨池新町10−1
鹿児島県女性活躍推進会議事務局
（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL099-286-2634　FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp
【県HP】くらし・環境＞人権・男女共同参画
＞鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度

鹿児島県就職情報Webサイト「かごJob」をリニューアルしました！

「かごJob」サイト内をリニューアルしました！オンラインでの採用活動にも御活用いただける機能となっておりますので，ぜひ御利用ください。

〈追加機能〉

➢ 企業PR動画の掲載（企業情報から登録が可能です。）

➢オンライン面接対応の表示（求人情報から登録が可能です。）

《県内企業の皆様へ》
かごJobには，無料で企業情報，求人情報，インターシップ情報等が掲載可能です。
かごJobご登録希望の企業の方は，県ホームページ，もしくは，かごJobをご覧ください！

かごJob　かごJob　検索

URL：https://www.kagojob.jp/

【登録入力に関する問合せ】運営事務局（受託事業者：リクルーティング・パートナーズ株式会社鹿児島支社）
☎099-248-8998
【事業に関する問合せ】鹿児島県商工労働水産部雇用労政課雇用促進係
☎099-286-3026
【県HP】産業・労働＞雇用・労働＞ 就職面接会・インターンシップ等のご案内＞ 鹿児島県就職情報提供サイト「かごJob」のご案内

労働保険の年度更新期間について

令和3年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は，6月1日（火）～7月12日（月）です

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は，管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお，年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には，年度更新コールセンター（０８００－５５５－６７８０）（開設期間は令和３年５月31日（月）から７月16日（金）まで。通話料無料。）までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては，年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ先】鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎099－223－8276

令和3年4月1日から高年齢者雇用安定法が改正されました。

改正高年齢者雇用安定法の概要

65歳までの雇用確保（義務） ＋ 70歳までの就業確保（努力義務）

70歳までの就業確保が「努力義務」となりました。

対象となる事業主

・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している企業

対象となる措置

・次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

①70歳までの定年の引き上げ
②定年制の廃止
③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度の導入
④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託，出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

改正内容の詳細については，厚生労働省ホームページをご覧ください。
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

シルバー人材センター事業のご案内

必要なときに、必要なスタッフを、
必要とされる期間だけ活用できます！！

公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会と県内のシルバー人材センターでは，請負，委任での事業のほか，一般労働者派遣事業を実施しています。

県が指定した業種や職種に限り，概ね週２０時間までの就業に限定されていたものを，週４０時間までの就業を可能する要件緩和が行われました。



〇指定した業種及び職種　　７業種７職種（詳しくは，県ＨＰ掲載）
〇指定に係る市町村の区域　鹿児島県内全市町村

シルバー人材センターは，知識・経験豊富な人材で地域社会へ貢献することを常に目指しております。

（問合せ先）　公益社団法人　鹿児島県シルバー人材センター連合会　　℡099-206-5422

（県ＨＰ）　産業・労働＞雇用・労働＞雇用支援>シルバー人材センターの業務に係る要件緩和について

鹿児島産業保健総合支援センター・地域産業保健センターをご利用ください！
～ 働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートします ～

鹿児島産業保健総合支援センターでは，事業場で産業保健活動に携わっている産業医，産業看護職，衛生管理者をはじめ，事業主，人事労務関係者（以下「産業保健関係者」という。）などの方々に対して，当センターの専門スタッフが**原則無料**で産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

また，当センターの地域窓口として県内７か所に設置している地域産業保健センターでは，労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として，労働安全衛生法で定められた健康診断結果に基づく就業判定や保健指導，健康相談などの産業保健サービスを無料で提供しています。

鹿児島産業保健総合支援センター

◇ 主な業務内容

1 産業保健関係者に対する専門的研修等（研修会の開催）
2 産業保健関係者からの専門的相談対応（窓口・電話・メール等による相談支援）
3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
4 治療と仕事の両立支援対策（窓口・電話・メール等による相談支援，個別訪問支援，個別調整支援）
5 産業保健に関する情報提供・広報啓発（図書の閲覧・貸出，作業環境測定研修用機器等の貸出）
6 事業主・労働者に対する啓発セミナー

地域産業保健センター

◇ 県内７か所の地域産業保健センター　　【労働者数50人未満の事業場が対象です。】

鹿児島地域産業保健センター	〒892-0846　鹿児島市加治屋町3-10　鹿児島市医師会内	？ 099-226-3801
北薩地域産業保健センター	〒895-0076　薩摩川内市大小路町70-26　川内市医師会内	？ 0996-21-1900
鹿屋・肝属地域産業保健センター	〒893-0064　鹿屋市西原3-7-39　鹿屋市医師会内	？ 0994-40-5441
姶良・伊佐地域産業保健センター	〒899-5106　霧島市隼人町内山田1-6-62　姶良地区医師会内	？ 0995-42-9913
南薩地域産業保健センター	〒897-0001　南さつま市加世田村原1-3-13　南薩医師会内	？ 0993-53-7601
曽於地域産業保健センター	〒899-8212　曽於市大隅町月野894　曽於医師会立病院内	？ 099-482-0234
大島郡地域産業保健センター	〒894-0035　奄美市名瀬塩浜町3-10　大島郡医師会館内	？ 0997-53-1993

◇ 主な業務内容

1 健康診断結果について医師からの意見聴取（就業判定）
2 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
3 長時間労働者に対する産業医面接指導
4 ストレスチェックに係る高ストレス者への産業医面接指導
5 個別訪問による産業保健指導



俳優の谷原章介さんが業務内容をわかりやすく紹介する動画が公開されています。
「さんぽセンターWebひろば」で検索して是非ご覧ください。

お問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構　鹿児島産業保健総合支援センター
〒890-0052　鹿児島市上之園町25-1　中央ビル４階　Tel 099-252-8002　Fax 099-252-8003
HP： http://kagoshimas.johas.go.jp/　E-mail info@kagoshimas.johas.go.jp
※ご利用は，電話・Fax・メールでお申し込みください。HPからもお申込みができます。

労働相談会，毎月開催中！

電話でも相談できます！

県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する定期相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労働に関する相談を，労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士，労働組合役員，会社経営者】がお受けします。（秘密厳守，無料）
内容によっては，当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

とき

毎月第４火曜日（原則）

※１１月は２４日（水），１２月は２１日（火）

午後２時３０分～午後５時

（受付：午後４時３０分まで）

ところ

県庁 １５階 労働委員会

（鹿児島市鴨池新町１０－１）

＊ 事前申込みは不要ですが，お待たせしないために，事前予約をお勧めします。
＊ 来庁できない方は，電話相談もできます。
（相談専用ダイヤル：０９９－２８６－３９４３）

相談事例



労働者，雇用主のどちらでも

お気軽に御相談ください。

スマホサイト

携帯電話サイト

ご存じですか？労働委員会 ～ 雇用のトラブル まず相談～

《 お問い合わせ先 》

鹿児島県労働委員会事務局

相談専用ダイヤル：099(286)3943

＊お問い合わせは，平日の８時３０分から１７時１５分まで（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため，面談による相談を中止又は相談会自体を中止する場合がありますので，事前にお問い合わせください。

労働かごしま 令和３年６月号発行 通算第421号
編集・発行 鹿児島県雇用労政課 ? 099-286-3017
メールアドレス r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp